

第 31 回雇用保険部会の議論等に係る資料

目 次

基本手当の受給要件の変更について（素案）	1
被保険者資格区分別支給状況（基本手当基本分）	2
失業等給付の収支試算	3
雇用対策関係予算	16

基本手当の受給要件の変更について（素案）

○ 変更案

受給資格 被保険者資格	特定受給資格者	特定受給資格者以外の者
【現行】短時間労働被保険者 【変更案】一般被保険者	【現行要件】 【変更案】 11日・12月→11日・ <u>6月</u>	【現行要件】 【変更案】 11日・12月→11日・12月
【現行】短時間労働被保険者以外 の一般被保険者 【変更案】一般被保険者	【現行要件】 【変更案】 14日・6月→ <u>11日</u> ・6月	【現行要件】 【変更案】 14日・6月→ <u>11日</u> ・ <u>12月</u>

※下線部は要件が緩和される部分、■は厳しくなる部分。

○ 受給要件の変更の効果等

- ① 被保険者期間1年未満で解雇・倒産等により離職する短時間労働者が給付を受けられる。
- ② 短期間に自ら離転職を繰り返す者に対する給付を抑制できる。
- ③ 被保険者期間1年未満で期間満了となる期間雇用者について、受給要件を満たさない場合が生じる。

○ 上記③への対応策（案）

- ・期間の定めのある労働契約であって、その締結に際し、労働者に対して当該契約を更新する場合がある旨明示され、かつ、1年以上の雇用見込みのあったものについて、
- ・労働者が希望するにもかかわらず更新されなかったこと（労働者の責に帰すべき事由による場合を除く。）

により、被保険者期間1年未満で離職した者を特定受給資格者と見なすこととする。

被保険者資格区分別支給状況（基本手当基本分）

《平成17年度実績》

（単位：人）

	受給者実人員	
		（ 構成比 ）
年 度 計	627,837	（ 100.0% ）
特定受給資格者（計）	215,648	（ 34.3% ）
短時間以外（受給資格要件：6月/月14日以上）	203,351	（ 32.4% ）
短時間（受給資格要件：12ヶ月/月11日以上）	12,298	（ 2.0% ）
特定受給資格者以外（計）	412,189	（ 65.7% ）
短時間以外（受給資格要件：6月/月14日以上）	387,183	（ 61.7% ）
うち被保険者期間1年未満の者（特別集計）	37,925	（ 6.0% ）
うち期間満了者	15,470	（ 2.5% ）
うち自己都合・重責解雇	22,455	（ 3.6% ）
短時間（受給資格要件：12ヶ月/月11日以上）	25,005	（ 4.0% ）

（注1）業務統計値である（特定以外・短時間以外の被保険者期間1年未満の者は特別に集計したもの）。

（注2）受給者実人員は、年度平均値である。